# 健康快適都市北名古屋市

# 公共施設管理運営の見直し及び公共施設の使用料等の見直し、【素案】

~安全・安心の確保と将来を担う子どもたちへの責任~

# 公共施設管理運営及び使用料等の見直しに向けて

市では、これまで 公共施設 を通して様々な行政サービスを提供し、市民福祉の向上に努めてきました。しかしながら、現在、多くの施設が 老朽化 しており 厳しい財政状況 を考えると、既存施設の 質の確保 のみならず、安全・安心の確保 もままなりません。また、急激に進行する少子高齢化 の流れにより、今後、財政状況はいっそう厳しくなることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、公共施設のあり方を抜本的に見直し、**将来を担う子どもたちの世代へ「安全・安心な施設」** として引き継ぎ、持続的に良質なサービスを提供できるようにすることが、今の私たちが果たすべき責任 であるといえます。

# これまでの取組み状況

市では、総合計画において「自立した経営を行う都市づくり」という重点プロジェクトの主要施策の中に、「公共施設の統廃合による効率的な行政運営」を位置づけており、平成21年度に策定した「北名古屋市行財政改革行動計画」における5つの重点取組事項に基づき、公共施設の配置及び使用料等に関する課題や、使用料の見直しの観点及び積算方法を整理した、

「公共施設管理運営の見直し方針」 及び「公共施設の使用料等の見直し方針」 を 平成23年3月に策定しました。今年度は、具体的な計画を策定し、今後、公共施設の使用料や 税を負担していただいている 市民の皆さん とともに、 計画を着実に実行 していく必要 があります。

# 【お問い合せ】

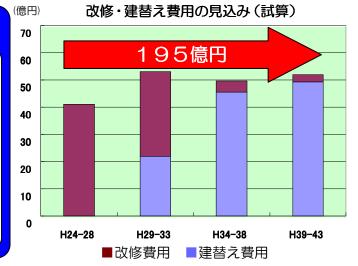
北名古屋市役所 総務部経営企画課(西庁舎4階)

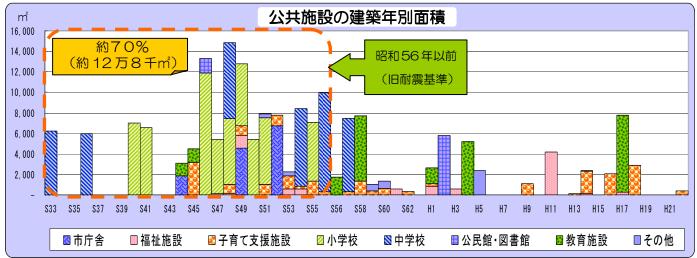
〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地 電話 0568-22-1111 FAX 0568-25-0611 電子メール keiei@city.kitanagoya.lg.jp

# 公共施設の現状は・・・

# 老朽化

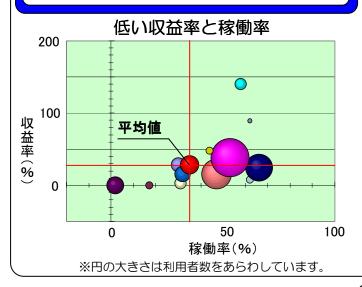
本市の公共施設のうち、約70% の施設が 建築後30年 を経過しており、そのなかには耐用年数を経過している施設も存在しています。このまま既存の施設数を維持し続けていくと、今後20年間で195億円 の改修・建替え費用が必要となります。





# 耐震化の遅れ

右表の19施設は、建築基準法が改正された昭和56年以前に建築され、 耐震基準を満たしていません。また、このなかには、避難所に指定されている施設も含まれています。



# ~耐震基準を満たしていない公共施設~

市役所西庁舎	市役所東庁舎	西庁舎分館 (西之保児童館)
熊之庄保育園	薬師寺保育園	九之坪南保育園
鹿田南保育園	鹿田北保育園	中之郷保育園
井瀬木児童館	高田寺学習等 供用施設	鹿田学習等 供用施設
<i>憩いの家</i> とくしげ	<i>憩いの家</i> さくら荘	<i>憩いの家</i> ふたば荘
あけぼの ふれあい会館	東・西給食センター	<i>教育支援センター</i> 「スマイル」

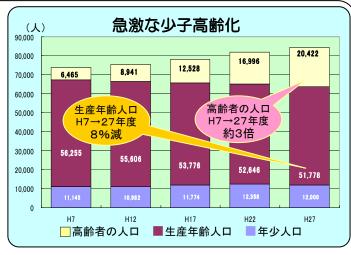
# 低い収益率と稼働率

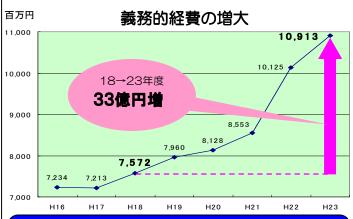
有料施設について、歳出に対する歳入の割合を示す収益率は、平均で 約28% にすぎず、平均稼働率についても 約35% となっており、施設が有効に活用されているとは、言いがたい状況です。

# 財政状況は・・・

# 急激な少子高齢化

65歳以上の高齢者の人口比率が平成27年度には約24%に達し、その後も上昇を続ける見込であり、生産年齢人口(15歳~64歳)の減少に伴う税収の減少が予想されます。(平成7年度には8.7人で1人の高齢者を支えればよかったものが、平成27年度には2.5人で1人を支える社会になります。)





# 義務的経費の増大

借入金の返済や、生活保護をはじめ、児童・高齢者への手当等、社会保障にかかる義務的経費が 急激に増加 しています。

平成 18 年度→平成 23 年度

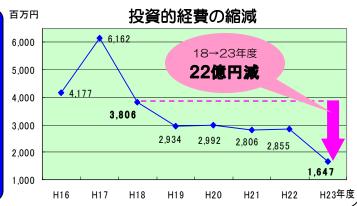
33億円増

# 投資的経費の縮減

義務的経費が増加する一方、公共施設、道路、橋等の社会資本に係る経費は <mark>大幅に</mark> **縮減** しています。

平成 18 年度→平成 23 年度

22億円減



# 以上のことから見えてくること

このように、公共施設の現状や、市の財政状況から見ても、既存の施設数を **現在の質を** 保ったまま 維持していくことは、<mark>とても困難な状況</mark> にあると言えます。

# <u>財政的に体力のある今のうちに</u> 見直すことが必要です!

# 公共施設管理運営及び使用料等の見直しによる効果

# ①耐震化率の向上

耐震改修工事・建替えを、合併特例債\* が活用できる 平成27年度 までに 保育園や児童館などを優先的に実施し、 施設の安全性を向上します。

耐震化率 +17%

平成27年度末の耐震化率

# ②維持管理費の削減

公共施設の統廃合や、指定管理者制度の 活用等により、維持管理費を削減し、維持 する施設の充実を図ることができます。

削減率 3.3%

16.1 億円/年 億円/年

見直しによる削減効果を試算

# ③更新費用等の削減

公共施設を統廃合し、総量を縮減することにより、更新費用や改築費用を削減し、維持する施設の更新費用に充てることができます。

削減額 15億円

195億~180億

今後20年間による効果を試算

# ④使用料収入の増加

公共施設の使用料の見直しを図ることにより、収入が増加し、維持する施設の改修費用等に充てることができます。

収入増加率 +9%

98百冊 1億7百冊

改定使用料をもとに年間合計収入を試算

# ⑤公共施設サービスの充実

公共施設の見直しによって、場合によっては利便性を損なうこともあるかもしれませんが、総量縮減による維持管理費や更新費用等の削減が図られ、使用料収入が増加することによって、維持していく公共施設の改修や建替えだけでなく、防災機能の強化や「児童センター」の建設など、従来以上の機能を付与した 質の高い公共施設サービス を提供することが可能となります。また、使用料の積算方法や利用時間を統一することによって、公平性が確保 されます。

安全

健康快適都市

安心

私たちには、将来を担う子どもたちへ 真に必要で、安全な公共施設を 引き継いでいく責任があります。

<sup>※</sup> 合併特例債とは、事業費の95%に活用でき、借入金返済額の7割を国が支援してくれる制度で、合併後10年(北名古屋市は平成27年度まで)活用できます。

# 行財政改革行動計画

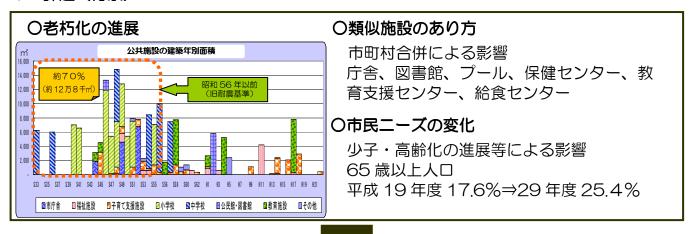


# 目 次

1	公共施設管理運営の見直し方針(平成23年3月)の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	適正配置計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	公共施設管理運営の見直しの具体的な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4	見直し施設配置図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7

# 公共施設管理運営の見直し方針(平成23年3月)の概要

# 1 課題(背景)



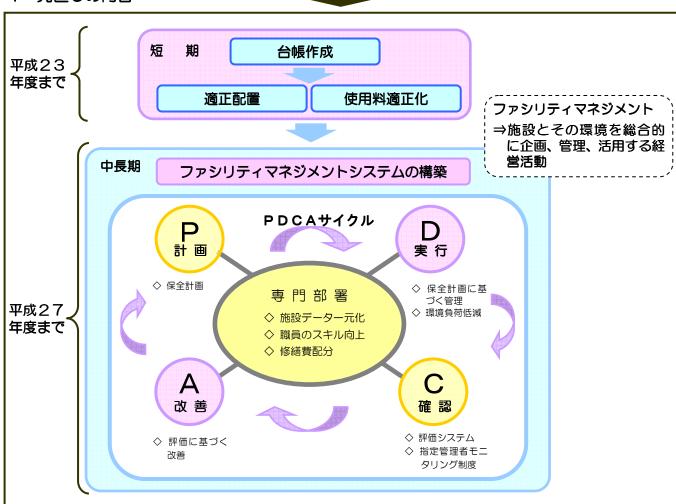
# 2 基本的な考え方

# 施 設 管 理 施 設 経 営 スクラップ・アンド・ビ・ルト・ 有 効 活 用 不具合への対応 計 画 保 全





# 4 見直しの内容



# 適正配置計画の概要

# 《計画期間》 平成24年度~平成27年度

《 計画期間 》 平	₹成2	4年度~平成27年度		
現行		見直し後	実施時期	跡施設・跡地
1-1 庁舎	,			
東庁舎		耐震改修	25 年度施工	_
西庁舎	$\Rightarrow$	耐震改修	27年度施工	
西庁舎分館	<u> </u>	建替え	26 年度施工	_
1-2 コミュニティ	センタ ⁻			
コミュニティセンター (西庁舎分館内)	$\Rightarrow$	新たに設置する児童センター に併設・移転	26 年度移転	_
2 ふれあい施設	-			
あけぼのふれあい 会館	$\Rightarrow$	廃止(老朽化が著しいため)	24 年度廃止	他用途への転用を検討 (転用しない場合は建物は解体、土地は売却)
3 保育園	,			
中之郷保育園	$\Rightarrow$	耐震改修	24 年度施工	_
熊之庄保育園 薬師寺保育園	$\rightarrow$	統合・新設・移転	25 年度施工	他用途への転用を検討 (転用しない場合は建物は解析 土地は売却)
九之坪南保育園 九之坪北保育園	$\Rightarrow$	統合・新設・移転 ※ひまわり西園を併設	26 年度施工	保育園を新設(建替え) 九之坪児童館に転用
鹿田南保育園	$\stackrel{1}{ ightarrow}$	建替え	27 年度施工	
鹿田北保育園	」 / ] ⇒	建替え	27 年度施工	
4 児童館	] →	建合ん	21 牛皮肥工	
井瀬木児童館	$\rightarrow$	耐震改修	24 年度施工	_
鹿田児童館	」	指定管理者制度の導入	24 年度導入	
久地野児童館	] ]	指定管理者制度の導入		
	] ⇒ 1		24 年度導入	_
西之保児童館 (西庁舎分館内)	$\Rightarrow$	児童センターを建設して移転 ※コミュニティセンターを併設	25 年度施工	_
九之坪児童館	$\Rightarrow$	九之坪北保育園跡に移転(館庭を確保)	27年度移転	他用途への転用を検討 (転用しない場合は建物は解体、土地は返却)
5 心身障害児通園所	ŗ			
ひまわり西園	$\Rightarrow$	移転(九之坪の新設保育園に併設)	27年度移転	他用途への転用を検討 (転用しない場合は建物は解体、土地は売却)
6 病後児保育園	]			
こぐま園	$\bigg] \; \Rightarrow \;$	機能を保育園に移転	24 年度移転	他用途への転用を検討 (転用しない場合は建物は解体、土地は返却)
7 公民館	-			
東公民館	$\Rightarrow$	夜間閉館(当面は継続するが大規模な   修繕等が必要となった段階で廃止)	24年度 夜間閉館	_
8 図書館	_			
西図書館	$\Rightarrow$	夜間閉館・西春駅と西庁舎の   ブックポストを廃止	24年度 夜間閉館等	_
9 プール				
市民プール	]	夏休み期間のみ開場・市民プール	24年度開場	_
ジャンボプール	$\rightarrow$	有料化(当面は継続するが、大規模な 修繕等が必要となった段階で廃止)	期間等見直し	_
【参考】23年度中に	宝饰	(失行宝施)		
10-1 保健センター	一人心	()6 (1 天/16)		
東保健センター	]	健康ドーム内に統合・移転	00 5 = -===	東庁舎分館(類技媛センター等)に転用
西保健センター	$\Rightarrow$	(名称:北名古屋市保健センター)	23年7月移転	社会福祉協議会に貸与
10-2 教育支援センタ	ター			
あけぼの	$\rightarrow$	東庁舎分館(旧東保健センター)内に 統合・移転	23年10月移転	他用途への転用を検討 (朝しない場合建物は解し、土地に起う)
スマイル	]			学校施設として活用

# 公共施設管理運営の見直しの具体的な内容

# 1 庁舎(コミュニティセンター含む)

西庁舎



昭和49年10月建築【築36年】 耐 震:未対応(Is値0.36) 所在地:西之保清水田15番地

C3

東庁舎



昭和52年9月建築【築33年】 耐 震:未対応(Is値0.36) 所在地:熊之庄御榊60番地

D2

西庁舎分館(コミュニティセンター



昭和44年7月建築【築41年】 耐震:未対応(Is値O.32) 所在地:西之保清水田17番地 C3 ■ 課題

西庁舎が築36年、東庁舎が築33年、西庁舎分館が築41年と、いずれも老朽化しており、耐震措置も講じられていない。

# ■ 見直し内容

- □ 東西庁舎は、法定耐用年数まで15年程度あり、新庁舎の建設には多額の費用を要するとともに、急激な環境変化が生じるため、人命の安全確保が図られる Is値0.6を満たす耐震改修工事を行う。
- □ 西庁舎分館は、建替える。

老朽化・未耐震 耐震改修

西庁舎

老朽化・未耐震 耐震

耐震改修

耐震化

耐震化

東庁舎

西广舎

東庁舎

老朽化・未耐震

建替え

耐震構造

西庁舎 分館

 $\qquad \qquad \bigcirc \\$ 

西庁舎 分館

〈西庁舎分館内の公的機関の取扱〉

西之保児童館

→ (仮)児童センターを建設し移転

コミュニティセンター

→ (仮)児童センターに併設

社会福祉協議会 地域職業相談所

→ 西保健センター跡に移転

→ 民間施設等に移転

■ 実施時期

平成25年度 東庁舎 耐震改修 平成26年度 西庁舎分館 建替え 平成27年度 西庁舎 耐震改修

■ 更新費用等

西庁舎 4.2億円 ※什器固定・設備改修含む東庁舎 3.7億円 ※什器固定・設備改修含む

西庁舎分館 6.6億円 ※耐震構造

(免震の場合は7.1億円)

- □ 既存施設の有効活用が図られる。
- □ 西庁舎分館の建替えにより、防災機能が強化され、災害 時に行政機能を確保することができる。
- □ 合併特例債が活用できる平成27年度までに耐震化を図ることができ、市の財政負担が軽減できる。
- ※ 所在地の後に記載されているアルファベットと数字は17頁「見直し施設配置図」上の位置を示す。
- ※ 築年数は平成23年4月1日現在のものである。
- ※ 削減される維持管理費は使用料の見直しと同様に過去3年間の平均金額より算出した。



昭和48年頃建築【築38年位】 耐 震:未対応(Is値0.3程度) 所在地:高田寺起返18番地 E3

# ■ 課題

- □ 老朽化が著しく、耐用年数に達しており、構造上、 耐震改修工事も不可能である。
- □ 過去3年間の平均利用者数は1日あたり約5人と 非常に少ない。

# ■ 見直し内容

利用者の増加が見込めないことから、施設を廃止する。(他用途への転用を検討し、転用しない場合には建物を解体し、土地を売却する。)

老朽化・市民ニーズ

あけぼの ふれあい 会館



廃止

- 実施時期 平成24年度 廃止
- 効果等
  - □ 耐震基準を満たしていない施設が廃止される。
  - □ 維持管理費削減額168万円/年

# Is 値とは・・・

旧耐震設計基準で設計された建築物について、耐震性の診断をおこなう際に使用される建物の強度や粘り、形状や経年状況を表す指標。

国土交通省の告示によれば、Is 値 0.6 以上の場合は、地震の振動及び衝撃に対して倒壊や崩壊の危険性が低いとされている。

# 老朽化・耐震基準を満たしてい ない保育園

- 中之郷保育園 中之郷栗島122番地 A3 昭和51年3月建築【築35年】 耐震:未対応(Is 値0.5)
- 熊之庄保育園 熊之庄大畔35番地 D1 昭和45年3月建築【築41年】 耐震:未対応(耐震改修不可能)
- 薬師寺保育園 薬師寺樋口40番地 D1 昭和48年10月建築【築37年】 耐震:未対応(耐震改修不可能)
- 九之坪南保育園 九之坪辰巳88番地 C4 昭和45年8月建築【築40年】 耐震:未対応(耐震改修不可能)
- 九之坪北保育園 九之坪市場21番地 C3 昭和58年1月建築【築28年】 耐震:新基準
- 鹿田北保育園 鹿田永塚167番地 D2 昭和45年8月建築【築40年】 耐震:未対応(耐震改修不可能)

■ 鹿田南保育園 鹿田大門213番地 C3 昭和49年12月建築【築36年】 耐震:未対応(耐震改修不可能)

※「耐震改修不可能」な施設は I s 値 O.3 相当

# 園

# ■ 課題

- П 築30年を超える施設が半数 以上と老朽化が進行している。
- 耐震基準を満たしていない施 設が6施設あり、避難所として 指定されている。
- □ 耐震改修できない構造の施設 は、建替えの必要がある。

# ■ 見直し内容

- □ 中之郷保育園は耐震改修工事を 行う。(1 s値0.75以上を確保 する。)
- □ 熊之庄保育園と薬師寺保育園を 統合し、新たな保育園を建設する。
- ロ 九之坪北保育園を九之坪南保育 園に統合し、新たな保育園を建設 する。心身障害児通園所ひまわり 西園を併設する。(九之坪北保育園 跡には九之坪児童館を移転する。)
- □ 鹿田南保育園及び鹿田北保育園 は、一時的に仮園舎に移転し、同 一敷地で建替えを行う。

# 見直し内容

老朽化・未耐震 耐震改修

中之郷 保育園



耐震化

中之郷 保育園

老朽化・未耐震 統合・新設

熊之庄 保育園



新設 保育園

耐震化

※新たに用地を 確保して統合

保育園

薬師寺

老朽化・未耐震 統合・新設 耐震化

九之坪南 保育園

九之坪北

保育園



新設 保育園 ※九之坪南保 育園敷地に 統合

老朽化・未耐震

鹿田北

保育園

鹿田南

保育園

建替え

耐震化

鹿田北

保育園

耐震化

※仮園舎に一時 移転し、同一敷地で建替え

老朽化・未耐震 建替え

鹿田南 保育園 ※仮園舎に一時 移転し、同一 敷地で建替え

※児童福祉施設は1s値0.75以上を確保する。

# 実施時期

平成24年度 中之郷保育園を耐震改修。

平成25年度

師勝北小学校区で新たに用地を

買収し、保育園を建設。

平成26年度

九之坪南保育園に建設。 熊之庄・薬師寺保育園廃止。

平成27年度

鹿田北・鹿田南保育園建替え。 九之坪南・九之坪北保育園廃止。

# 更新費用等

3,420万円 14.08億円 6.80億円

(耐震改修工事等) (統合新設2園)

(建替え2園)

# ■ 効果等

- □ 全ての保育園を耐震化することにより園児の安 全確保が図られる。
- 新設する保育園については、将来、多用途に転 用できる施設となる。
- 合併特例債を活用することで市の財政負担を軽 減できる。
- 維持管理費削減額684万円/年(4園を2園 に統合することによる差額分)
- 人件費削減額1.519万円以上(統合に伴う適 正配置による削減)

# 保 育

# 老朽化・耐震基準を満たしてい ない児童館

■ 井瀬木児童館

昭和54年2月建築【築32年】 耐 震:未対応(Is値0.56)

所在地:井瀬木高畑1番地

D2

■ 西之保児童館(西庁舎分館内) 昭和44年7月建築【築41年】

耐 震:未対応(Is值O.32) 所在地:西之保清水田17番地

C3 (西庁舎分館に併設)

# その他課題のある児童館

■ 鹿田児童館

所在地:鹿田花の木106番地

D2

■ 久地野児童館

所在地: 久地野戌亥51番地

E4

■ 九之坪児童館

所在地:九之坪北美田39番地

C4

館

童

児

# ■ 課題

- □ 井瀬木児童館は、築後32年 が経過し老朽化しており、かつ 耐震基準を満たしていない。
- □ 西之保児童館は、築後41年 が経過し老朽化しており、かつ 耐震基準を満たしておらず、館 庭もない。
- □ 鹿田・久地野児童館は指定管 理者制度を導入していない。
- □ 九之坪児童館は館庭がない。
- 更新費用等

井瀬木児童館(耐震改修)

1,050万円

(仮)児童センター(新設)

3.42億円

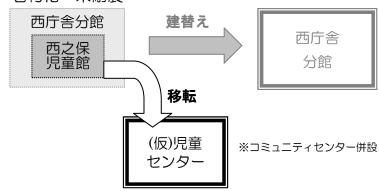
九之坪北保育園(児童館に改修)

560万円

# ■ 見直し内容

- □ 井瀬木児童館は Is値O.75を満たす耐震改修 工事を行う。
- □ 西春小学校区内に用地を確保し、(仮)児童センターを建設し、西之保児童館を移転する。
- □ 鹿田児童館・久地野児童館については指定管理 者制度を導入する。
- □ 九之坪児童館は九之坪北保育園跡に移転する。 (跡については他用途への転用を検討し、転用し ない場合には建物を解体し、土地を所有者に返却 する。)

老朽化・未耐震



九之坪 児童館 移転

館庭確保

九之坪北 保育園跡

■ 実施時期

平成24年度 井瀬木児童館 耐震改修工事

鹿田児童館 指定管理者制度導入 久地野児童館 指定管理者制度導入

平成25年度 (仮)児童センター 建設

平成26年度 西之保児童館 移転 平成27年度 九之坪児童館 移転

- □ 全ての児童館の耐震化が図られ、児童の安全が 確保される。
- □ (仮)児童センターは児童館の中核としての役割を果たすとともに、西之保児童館にはなかった館庭や屋内遊戯室が確保され、児童の健康・体力増進と運動能力の向上を図ることができる。
- □ 九之坪児童館に館庭が確保され児童の健康・体力増進と運動能力の向上を図ることができる。
- □ 指定管理者制度の導入によって、サービスの向上と運営の効率化が図られる。(維持管理費削減額114万円/年)



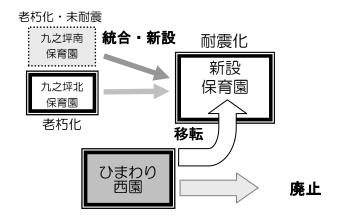
昭和49年3月建築【築37年】 耐 震:未対応(Is値0.6) 所在地:法成寺蚊帳場27番地 B1

# ■ 課題

- □ 築後37年が経過し、施設が著しく老朽化している。
- □ 単独施設であることから、保育園に併設されているひまわり園と比べて健常児との交流の機会が少ない。

# ■ 見直し内容

Is値が0.75以上を満たしていないため、九之坪南保育園に統合して新設する保育園内に移転する。 (廃止後の施設については、他用途への転用を検討し、転用しない場合は建物を解体、土地を売却する。)



■ 実施時期 平成27年度 廃止・移転

- □ 耐震化された保育園に統合併設することにより、 園児の安全を確保できる。
- □ 健常児との交流機会が増える。
- □ 維持管理費削減額687万円/年



平成14年7月建築【築9年】

耐 震:新基準

所在地: 久地野戌亥15番地1

E4

# ■ 課題

病気の回復期にある児童に対し、専用施設で保育 を実施しているが、利用者が年々減少し、昨年度及 び今年度は利用者が皆無である。

# ■ 見直し内容

保育園内に機能を移転する。(廃止後の施設については、他用途への転用を検討し、転用しない場合は建物を解体、土地については地主と調整のうえ返却する。)

市民ニーズの変化

こぐま園



保育園内で 事業継続

- 実施時期平成24年度 廃止・保育園に機能移転
- 効果等
  - □ 保育園で事業を実施することにより、平常と同 じ環境でサービスが提供できる。
  - □ 維持管理費削減額161万円/年

# 7 公民館



昭和46年12月建築【築39年】 耐 震:未対応(Is値0.66) 所在地:能力序展形3242番地4

所在地:熊之庄屋形3242番地4

D1

参考

東公民

館

西公民館(文化勤労会館に併設)



平成4年3月建築 【築19年耐震:新基準

所在地:法成寺蔵化60番地

**B2** 

# ■ 課題

- □ 築後39年が経過しており、設備の老朽化が著 しい。
- □ 駐車場が少なく、増設するにも用地の確保が困 難である。
- □ 稼働率が25%と低い。

# ■ 見直しの内容

- □ 老朽化しているが、Is値はO.6以上あるため、 当面の間は継続することとし、大規模な修繕等が 必要となった時点で廃止する。
- □ 特に利用者の少ない夜間のみ閉館する。(17時~21時を閉館)

類似・老朽化

東公民館



類似・老朽化

東公民館

# ■ 実施時期 平成24年度より夜間閉館

## ■ 効果等

維持管理費削減額398万円/年(開館12時間のうち夜間閉館4時間分を比率で試算)



平成4年3月建築【築19年】

耐 震:新基準

所在地:法成寺蔵化60番地 B2 (文化勤労会館に併設)

西図書館

# 参考

# 東図書館



平成2年4月建築【築20年】

震:新基準

所在地:熊之庄御榊53番地

D2

# ■ 課題

財政状況が厳しい中、図書館が2つ存在すること により、同じ図書を購入する必要があるなど非効率 な面がある。

# ■ 見直し内容

- □ 両館とも利用者が多いことから、現時点でどち らか一方に統合することは困難である。
- □ 西図書館については開館時間を東図書館に合わ せる。(水・金の19時~21時を閉館)
- □ 西庁舎及び西春駅のブックポストを廃止する。

類似

類似





西図書館

# 実施時期 平成24年度

- □ 西図書館の開館時間を短縮することで、人件費 等のコストが節約でき、図書の購入費等に充てる 事ができる。
- ロ ブックポストの廃止により、本の損傷や紛失等 の事故が軽減される。
- □ 維持管理費削減額71万円/年(夜間閉館及び ブックポスト廃止)



昭和56年7月建築【築29年】 耐 震:旧基準(Is値:不明)

所在地:熊之庄城ノ屋敷2950番地

D1



平成元年6月建築【築21年】

耐 震:新基準

所在地:法成寺蔵化110番地

B2

# ■ 課題

- □ 市民プールは築後29年が経過しており、漏水や設備の老朽化が著しく、修繕に多額の経費が必要である。また、旧耐震基準で設計されており、必要な強度があるか不明である。
- □ 各施設とも2か月の営業で、2千万円を超える経費を要している。
- □ ジャンボプールは有料で、市民プールは無料であり、利用者に不公平感がある。

# ■ 見直し内容

- □ 夏休み前は利用者が約1割と少なく、稼働率が低いため、両施設とも7月1日から夏休み開始までの約20日間を閉鎖する。
- □ 市民プールは、使用料を設定(大人200円、子ども100円)し、維持管理費の一部に充てる。
- □ 市民プールは老朽化しているが、当面の間は継続 するものとし、大規模な修繕が必要となった段階で 廃止する。

老朽化・類似

市民 プール 当面の間継続

老朽化・類似

市民 プール

■ 実施時期平成24年度

- □ 各施設の開場期間の短縮により、維持管理費を削減できる。削減額544万円/年
- □ 市民プールの有料化に伴い、収入を維持管理費の 一部に充てることができる。収入見込み額211万 円/年
- ※ ジャンボプールの開場期間短縮により、収入も減少する。(▲57万円/年)

10



昭和59年2月建築【築27年】

耐 震:新基準

所在地:能田引免地35番地 D2

西保健センター



昭和60年3月建築【築26年】

耐 震:新基準

所在地:西之保藤塚93番地 B2

# ■ 実施内容

- □ 東保健センターと西保健センターを統合し、平 成23年7月より、健康ドームに移転した。
- □ 東保健センター跡は、東庁舎分館とし、青少年 センター、教育支援センター及び児童課所管の相 談窓口を移転する。
- □ 西保健センター跡は、西庁舎分館の建替えに合 わせて社会福祉協議会が移転する。

# ■ 効果等

維持管理費削減額1,041万円/年(西保健センタ ーの移転統合による効果。)

# 教育支援センター「スマイル

昭和46年3月建築【築39年】 耐 震:未対応(Is值O.3程度)

所在地:徳重中道8番地 B1

教育支援センター

「あけぼ

ഗ

平成14年3月建築【築9年】

耐 震:新基準

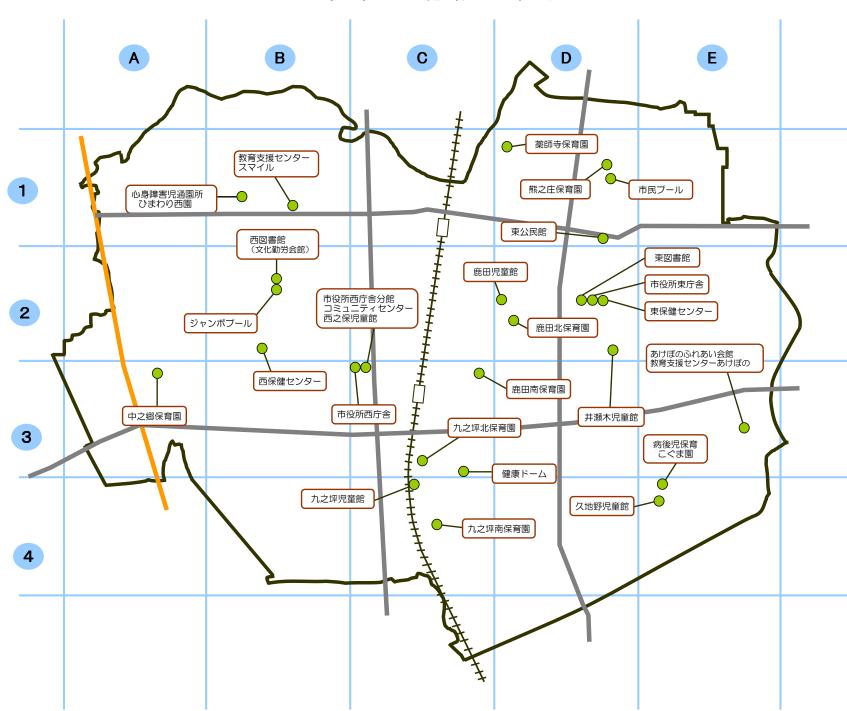
所在地:高田寺起返18番地 E3

# ■ 実施内容

- 教育支援センター「スマイル」「あけぼの」を 統合し、東保健センター跡の東庁舎分館に移転す る。
- 「スマイル」跡は、児童の利用しない学校施設 (物置等)として活用する。
- 「あけぼの」跡については、他用途への転用を 検討し、転用しない場合は建物を解体、土地につ いては売却する。

- □ 統合することにより、指導者の集中化が図ら れ、きめ細かな対応が可能となる。
- 多目的の施設内に移転することにより、児童生 徒が通いやすくなる。きたバス利用も含め、交通 アクセスも良くなる。
- □ 維持管理費削減額123万円/年(2施設)

# 見直し施設配置図



# 行財政改革行動計画



# 公共施設の使用料等の見直し

# 目 次

1	公共施設の使用料等の見直し方針(平成23年3月)の概要 ・・・・・・・	20
2	公共施設の使用料等の見直し(主なもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	公共施設の使用料等の見直しの具体的な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4	公共施設の使用料等改定一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

# 公共施設の使用料等の見直し方針(平成23年3月)の概要

# 1 課題(背景)

# 2 取組のポイント

料金設定の統一性・公平性

施設の老朽化

高率な減免割合



受益者負担・公平性の原則

積算方法の統一化

減免基準の明確化



# 3 見直しの内容

# 〇 使用料等の積算

区分	計算式
会議室等の使用料等	【(年間維持管理経費+建物の減価償却費の一部)÷施設面積÷年間使用可能時間)×貸出面積×貸出時間×受益者負担割合
不特定多数が使用する施設の使用料等	(年間維持管理経費+建物の減価償却費の一部)÷利用者数×受益者負担割合
光熱水費に係る使用 料等	年間光熱水費÷年間利用時間×利用時間



# ※ その他統一を検討する事項

- ○時間単価の考え方
- 〇料金単位(10円単位等)
- ○超過時間の取扱
- ○市外利用者の取扱
- ○営利目的の場合の取扱
- 〇貸出単位(貸出時間区分)

# 〇 料金格差等の是正

無料施設について、市内類似施設や他市町の状況を鑑み有料化を検討します。

# 《検討対象施設》 ※ ( ) 内の数字は施設数

- ①学校施設開放(16) ②児童館(10)※会議室の専用利用 ③保健センターの会議室
- ④市民プール ⑤ソフトボール球場 ⑥運動広場(3)(ゲートボール場1、グラウンドゴルフ場2)
- ⑦東図書館の学習室を除く会議室 ⑧歴史民俗資料館 ※観覧料
- ⑨文化の森物語の広場 ⑩高齢者活動センター(2) ⑪あけぼのふれあい会館
- ⑫憩いの家とくしげ ⑬回想法センター ⑭ゲートボール場(2) ⑮自転車駐車場(5)

# 〇 減免の取扱い

- ◇ 使用目的を重視し、原則として、特定の団体を包括的に減免対象としません。
- ◇ 市の補助金団体等については、公費の重複負担にならないよう十分確認します。
- ◇ 施設ごとに減免が可能な場合の基準を設定し、ホームページ等で公表します。
- ◇ 減免した場合には、利用者名称、減免金額等をホームページ等で公表します。

# ※留意事項

- ◇ 料金改定に当たっては、必要に応じて激変緩和措置を講じます。
- ◇ 各施設の経緯や地域性、他市町村の状況を踏まえ、必要に応じ適切な調整を加えます。

# 公共施設の使用料等の見直し(主なもの)

《平成24年度中の改定を目標とします》

			<u> </u>		75 C	【参考】	(単位:円)
施	設	単位	現行使用料	改定使用料	改定割合(改定/現行)	激変緩和前 積算額	激変緩和後 積算額
	ふれあい健康ルーム		2,700	3,240	1.20	3,360	3,240
もえの丘	栄養指導室	3時間	1,200	1,410	1.18	1,230	1,230
	ボランティア会議室		1,200	1,140	0.95	1,200	1,200
陽だまりハウス	多目的ホール	3時間	1,100	1,320	1.20	5,610	1,320
	料理室		1,100	1,170	1.06	1,290	1,290
	大ホール		13,200	15,840	1.20	19,920	15,840
文化勤労会館	リハーサル室	3時間	1,100	1,320	1.20	1,560	1,320
	小ホール		1,800	2,160	1.20	4,530	2,160
	会議室		700	1,500	2.14	1,920	840
	視聴覚室		1,240	810	0.65	1,380	1,380
東公民館	調理実習室	3時間	1,550	870	0.56	1,320	1,380
	大集会室		2,470	2,940	1.19	5,010	2,940
	アリーナ		6,000	7,200	1.20	19,320	7,200
	軽運動室		3,000	3,510	1.17	3,510	3,510
健康ドーム	柔剣道室	3時間	1,500	1,440	0.96	2,010	1,800
	研修室		1,200	1,560	1.30	1,350	1,350
	クッキングルーム		1,200	1,560	1.30	1,140	1,140
	アリーナ		2,480	2,940	1.19	13,350	2,940
	市民ホール(卓球室)		1,240	1,470	1.19	3,750	1,470
総合体育館	剣道場	3時間	1,240	1,620	1.31	1,980	1,470
	大会議室		1,240	1,080	0.87	840	1,110
	研修室		620	1,140	1.84	870	720
+	グラウンド	4.0+88	412	370	0.90	350	370
市民グラウンド	夜間照明設備	— 1時間	2,000	2,400	1.20	3,350	2,400
	1面	2時間	600	540	0.90	200	540
二子テニスコート	夜間照明設備	1時間	200	210	1.05	210	210
	小中学生	1人	0	100	-	100	100
市民プール	その他のもの	1人	0	200	_	200	200

# <現行使用料を規定している施設の使用料増収見込み等>

現在の収入額(3年平均)	9,800万円
改定による収入見込み額	1億700万円
増収見込み額	900万円

※現在の収入額は、指定管理者の収入を含めるため決算額とは一致しない。 ※改定による収入見込み額は、1時間あたりの単価に平成20年度~22年度の平均利用時間又は件数を乗じて積算。 なお、市外利用、営利目的利用等を加味していない。 ※改定割合は1時間あたり単価で積算し、小数点第3位を四捨五入して表示。

# 公共施設の使用料等の見直しの具体的な内容

# 1 統一事項

# (1) 積算方法

従来は、それぞれの施設について個別に使用料を検討・設定してきましたが、**統一的な積 算方法を設定し利用者負担を適正化**します。

# ■ 使用料の計算式

区分	計算式		
会議室等	{(年間維持管理経費+建物の減価償却費の50%)÷施設面積÷ 年間使用可能時間}×貸出面積×貸出時間×受益者負担割合		
不特定多数が使用する施設 (プール、浴室等)	(年間維持管理経費+建物の減価償却費の50%)÷利用者数× 受益者負担割合		
光熱水費 (夜間照明設備)	年間光熱水費÷年間利用時間×利用時間		

# ■ 経費の考え方

積算基礎となる経費は、下記の費用を過去3年間平均した額を用います。

項目	内容	
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費	
物件費	光熱水費、委託料、修繕費など維持管理・運営に要する経費 ※ 大規模修繕費・借地料は含まない。	
建設費 (大規模修繕費を含む)	建物の減価償却費の50% ※ 建設に係る経費の全額を利用者に転嫁することは適当ではありまが、利用により劣化する部分の一部を負担していただきます。	

# ■ 積算基礎となる経費に含まないもの

	用地取得費	(財産)
--	-------	------

- □ 借地料(用地を取得するか借用するかは任意であるため)
- □ 公債費(借入金の返済額)(建設にあたり借り入れるかは任意であるため)

# ■ 受益者負担割合

使用料で賄うことのできない施設の維持管理経費については、市民全体の負担となります。 市民間の公平性を確保するため、各施設の性質区分に応じ、**受益者負担割合**を以下のとおりとし、利用者(受益者)に応分の負担を求めます。

# 非市場的

	市民生活に不可欠なもので、行政 が提供する必要のあるもの (0%) 図書館	市民生活を快適にするもので、 行政が提供する必要のあるもの (75%) 社会教育施設	
咝	児童館など	コミュニティ施設など	選択的
必需的	市民生活に不可欠なもので、行政以外の者でも提供できるもの	市民生活を快適にするもので、 行政以外の者でも提供できるもの	的
	(25%~50%)	(100%)	
	福祉施設	屋外競技施設	
		トレーニングルーム プール 自転車駐車場など	: : : :

# 市場的

# (2) 時間単価の設定

1時間あたりの使用料の単価は、時間帯、曜日にかかわらず同一とします。

# (3) 単位の統一

使用料を10円単位に統一します。

# (4) 超過時間の使用料

利用区分を超過して使用する場合の使用料を1.3倍とします。

催事利用等の際の例外的利用を想定し、健康ドーム、総合体育館、文化勤労会館、総合福祉センターもえの丘に開館前・閉館後の1時間以内に限り超過時間(8時~9時または21時(30分)~22時(30分))を設定します。

また、昼·夕に使用できない時間を設ける施設は、施設管理者が特に必要と認める場合、1時間以内の延長利用を可能とします。

# (5) 市外利用者(市内在住・在勤・在学以外の者)の使用料

市民の皆さんの税金で設置・運営する施設であるため、市外の方が利用する場合の使用料を1.2倍とします。

市内外の判断は申請書によるため、申請行為を伴わない浴室等の個人使用料は対象外とします。

# (6) 営利目的での使用料

営利目的での使用料を規定します。

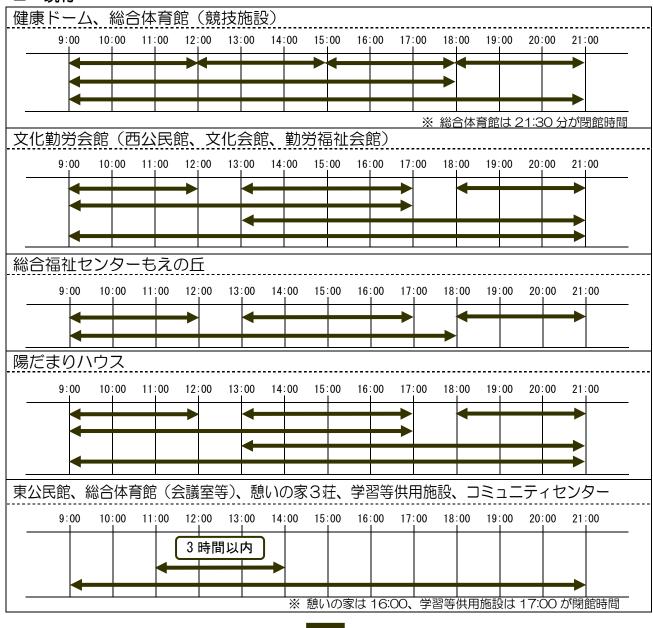
なお、「営利」とは商品の販売のほか、商品の展示や販売促進を目的としたもの(講習会、相談会、会社・学校説明会、入社試験、社員研修等、将来的に収入確保が見込まれるもの)及び収益を前提として参加費又はこれに準ずるものを徴収するものを含みます。

※ 営利目的利用の場合の使用料を総合体育館、健康ドームは5倍、文化会館、勤労福祉会館は2倍とします。

# (7) 貸出単位(貸出時間の区分)

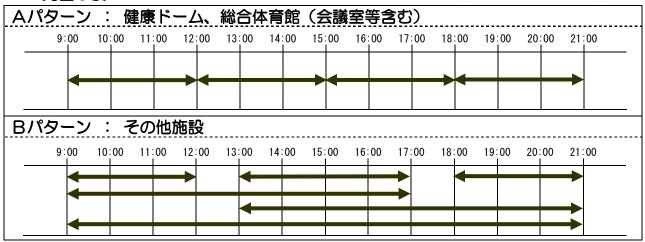
屋内施設の貸出単位について、A、Bパターンのいずれかとします。

# ■ 現行



# ■ 見直し後

※ 閉館時間は施設によって異なります



※屋外施設は、市民グラウンドを3時間(現行2時間30分)、他は2時間(現行1~2時間)とします。

# (8) 附属設備の使用料

# ■ 冷暖房設備

冷暖房設備は、施設の通常の利用に付随するものであるため、別に使用料を規定しません。

# ■ 施設照明設備

屋内施設に設置されている照明設備は、施設の通常の利用に付随するものであるため、別に使用料を規定しません。

ただし、文化勤労会館大ホール、総合体育館市民ホール舞台のみ、利用者によって利用形態が異なるため、特別な照明設備を使用する場合として使用料を規定します。

# (9) 回数券及び定期券

回数券は11枚で10回分の使用料の設定に統一します。 新たに健康ドーム浴室及びトレーニングルームに定期券を規定します。 定期券は1月の利用を20日と設定し、使用区分に応じ割引率を引きあげるものとします。

# ■ 定期券割引率の設定

1 箇月定期	3箇月定期	6箇月定期
15%	25%	35%

# <例示>

西春駅東口地下自転車駐車場(一般)

1 次利用	1 箇月	3箇月	6箇月	
100円	1,700円	4,500円	7,800円	
	<計算式>	<計算式>	<計算式>	
	100円×20日× (1-0.15)	100円×20日×3月×(1-0.25)	100円×20日×6月× (1-0.35)	

# 2 無料施設の有料化

現在、使用料が無料となっている施設について、市内類似施設や他市町村の状況を踏まえて検討した結果、下記のとおり取扱います。

# ■ 類似施設との公平性の観点から有料とする施設

施設名	類 似 施 設	備考
学校施設開放 <現況は照明料のみ規定>	健康ドーム、総合体育館 市民グラウンド ニ子テニスコート	類似施設使用料の50%を準用
市民プール <現況は専用利用のみ規定>	ジャンボプール	個人利用は、過去の使用料を参照 専用利用は、ジャンボプールに規 定がないこと及び需要が見込め ないため廃止

<sup>※</sup> 有料化による歳入の一部を施設修繕等に活用することで、利便性の向上を図ります。

# ■ 類似施設との公平性の観点から現行のとおりとする施設

施設名	類 似 施 設		
文化の森物語の広場	もえの丘ふるさと広場、都市公園		
運動広場(グラウンドゴルフ場 <b>、</b> ゲートボール場)	高齢者福祉施設、運動広場 もえの丘ふるさと広場、都市公園		
高齢者活動センター	- 高齢者福祉施設		
憩いの家とくしげ			
ゲートボール場	高齢者福祉施設、運動広場		

# ■ 有料化による経費と収益の費用対効果の観点から現行のとおりとする施設

施設名	有料化により発生する新たな経費
ソフトボール球場	土地の借地料
東図書館の会議室 (学習室を除く)	学習室の遮音工事費 施設の用途変更による国庫・県補助金の返還
回想法センター(会議室)	施設の用途変更による国庫補助金の返還
自転車駐車場 (鹿田坂巻他4箇所)	自立式スタンド設置工事費 設置のスペース増大による新たな土地の確保

# ■ その他の理由により現行のとおりとする施設

施設名	備考
あけぼのふれあい会館	平成24年度に廃止予定
歴史民俗資料館	有料化による来館者減少が見込まれる。 歳入確保策としてポストカード販売を検討
児童館(会議室)	子どもの自由な利用が制限される。

# ■ 移転のため対象外となった施設

施設名	備     考
保健センター(会議室)	健康ドーム内に移転

# 3 激変緩和措置

使用料の急激な増減を緩和するため、積算上限及び下限を設定します。

方針では改定上限を現行の2. 〇倍、下限を〇. 5倍と設定しましたが、大幅に取扱いを変更する影響等を考慮し、今回(初回)の改定については、積算した1時間あたり単価の上限を現行の1. 2倍、下限を現行の0. 9倍とし、個人で利用する施設については、利用者一人あたりの負担が大きいことから据え置くこととします。(定期券の改定を除く。)

また、貸出時間の長短にかかわらず、1 時間あたりの単価を同一とすることが原則ですが、 現行において貸出時間が長いほど1時間あたりの単価を低額に設定している施設については、 使用料の急激な増額を緩和するため、今回の改定にあっては、現行の時間区分使用料に基準単 価(1時間あたり単価)の改定率を乗じることとします。なお、公平性の原則にそぐわないこと から、将来的には是正を検討します。

# 4 同種施設使用料の調整

原則として施設単位ごとに積算を行いますが、同じ目的で利用する施設(同種施設)については、公平性の観点により 1 mあたりの単価を同一とすることが望ましいことから、会議室、調理室、和室、スポーツ施設(アリーナを除く)を対象に調整を行います。(調整は、1 時間あたりの使用料を基礎とします。)

調整の結果、現行の1.2倍を超え、または、O.9倍を下回る結果となる改定もあります。

# <例示>調理室の例

東公民館調理実習室の計算式 (調整前計) 1,680 円÷ (面積計) 343.68 ㎡× (面積) 60.92 ㎡= 290 円

名 称	面積	現行	調整前	調整後	改定割合※ (調整後/現行)
東公民館 調理実習室	60.92 m²	517円	460円	290円	0.56
もえの丘 栄養指導室	96.32 m²	400円	410円	470円	1.18
文化勤労会館 料理室	80.00 m²	367円	430円	390円	1.06
健康ドーム クッキングルーム	106.44 m²	400円	380円	520円	1.30
計	343.68 m²	1,684円	1,680円	1,670円	_

<sup>※</sup> 改定割合は小数点第3位を四捨五入しているため、現行×改定割合=調整後が一致しないものもあります。

# 5 改定使用料

1~4により積算した改定使用料は、「公共施設の使用料等改定一覧表」(29~40 頁)のとおりであり、改定に伴う増収見込額は下表のとおりとなります。

現在の収入額(平成20年度~22年度平均)	9,800万円
改定による収入見込み額	1億700万円
増収見込み額(率)	900万円(9%増)

- ※ 現在の収入額には、指定管理者の収入を含めるため決算額とは一致しません。
- ※ 改定による収入見込み額は、1時間あたりの単価に平成20年度~22年度の平均利用時間及び件数を乗 じたものです。なお、市外利用、営利目的利用等を加味していません。

# 6 減免の取扱い

公平性・公正性の確保のため、減免基準の明確化を図り、市民への説明責任を果たします。

- □ 使用目的を重視することとし、原則として特定の団体を包括的に減免対象とはしません。
- □ 市から補助金等を交付している団体等については、使用料を減免することにより公費の 重複負担にならないよう十分確認します。
- □ 利用者の公平性を確保するため、減免が可能な場合の基準を施設ごとに設定し、減免した場合には、利用目的、減免理由、減免金額及び申請事項等をホームページ等で段階的に公表します。

# 7 使用料の改定時期及びサイクル

利用者への一定の周知期間を配慮しつつ、平成24年度を目標に改定を進めます。

なお、指定管理者制度を導入し利用料金制を採用している施設については、指定管理期間を 考慮して改定時期を定めます。

また、改定のサイクルは概ね**5年**としますが、影響及び効果を毎年測定し、必要に応じて適時見直しを行います。

# 8 その他

- 「公共施設管理運営の見直し」との関連 近い将来に廃止等を予定する施設については、改定を見送ります。
  - □ 現時点で廃止等を予定する施設(詳細は8~9頁を参照) コミュニティセンター、あけぼのふれあい会館

# 公共施設の使用料等改定一覧表

施設名	ページ	所管課							
学習等供用施設									
高田寺学習等供用施設・鹿田学習等供用施設	30	総務課							
自転車駐車場									
西春駅東口地下自転車駐車場	30	防災交通課							
福祉施設									
総合福祉センターもえの丘	31	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
陽だまりハウス	31	社会福祉課							
憩いの家 さかえ荘・さくら荘・ふたば荘	32	高齢福祉課							
文化施設									
文化勤労会館(西公民館、文化会館、勤労福祉会館)	32	<b>上汇</b>							
東公民館	34	生涯学習課							
学校施設	学校施設								
小中学校	35	スポーツ課							

施設名	ページ	所管課
体育施設		
健康ドーム	36	
総合体育館	38	スポーツ課
市民グラウンド	40	
二子テニスコート	40	
新たに使用料を規定する施設		
市民プール	40	スポーツ課

- ※ 単位:円
- ※ 個人利用を除き市外利用の場合は、この表に定める額の 1.2 倍相当額とする。
- ※ 改定割合は、1時間あたりの単価で積算し、小数点第3位を四捨五入して表示しているため、現行×改定割合=改定使用料 ではない場合もある。

施設名  定員	室名		現行使用料			改定後				改定割合
	定員\使	用区分	3 時間以内	全日 ( 9:00-17:00)	超過時間 (1時間以内)	9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	超過 1 時間	للالدانات
	休養室	18人	210	420	110	180	240	360	70	0.86
高田寺学習	学習室	36人	420	830	210	420	560	830	180	1.00
等供用施設	保育室	15人	210	420	110	-	-	-	-	-
	集会室	100人	1,030	2,060	520	900	1,200	1,800	390	0.87
	休養室	20人	210	420	110	240	320	480	100	1.14
鹿田学習等	学習室	21人	210	420	110	240	320	480	100	1.14
供用施設	保育室	17人	210	420	110	_	_	_	_	-
	集会室	108人	1,030	2,060	520	1,080	1,440	2,160	460	1.05

# 自転車駐車場

施設	使用区分			現行使用料	改定後	改定割合
	— 般	定期利用許可	1 箇月	1,500	1,700	1.13
			3箇月	4,000	4,500	1.13
			6箇月	7,000	7,800	1.11
西春駅東口地下		一次利用許可		1回につき 100	1回につき 100	1.00
自転車駐車場	高校生以下	定期利用許可	1 箇月	1,200	1,400	1.17
			3箇月	3,000	3,600	1.20
			6箇月	5,000	6,000	1.20
		一次利用許可		1回につき 100	1回につき 100	1.00

₺₩₽₽₽	室名 定員/使用	$ abla \Delta$		現行使	用料				改定			
施設	室名 定員 使用	区刀	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00	超過時間 (1 時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	開館前閉館後及び 超過 1 時間	割合
	ふれあい健康ルーム	130人	2,700	3,600	6,300	900	3,240	4,320	7,560	11,880	1,400	1.20
445	休養室	48人	1,200	1,600	2,800	400	1,470	1,960	3,430	5,390	630	1.23
総合福	栄養指導室	20人	1,200	1,600	2,800	400	1,410	1,880	3,290	5,170	610	1.18
総合福祉セン	ボランティア会議室	36人	1,200	1,600	2,800	400	1,140	1,520	2,660	4,180	480	0.95
ター	ボランティア会議室 1	18人	600	800	1,400	200	570	760	1,330	2,090	240	0.95
もえの丘	ボランティア会議室 2	18人	600	800	1,400	200	570	760	1,330	2,090	240	0.95
	研修室	20人	600	800	1,400	200	690	920	1,610	2,530	290	1.15
	青空テラス	27人	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	-

施設		室名\使用区分		現行使	用料				改定後	9:00-21:00		改定
加也可以		至石、使用区刀	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過 1 時間	割合
陽だまり	多目的	許可書の交付を受けた者が 市内に在住し、在勤し、又は 在学する者である場合		1,400	2,500	3,200	1,320	1,680	3,000	3,840	570	1.20
りハウス	ルル	許可書の交付を受けた者が 上記以外の者である場合	1,650	2,100	3,750	4,800			-			-

	1		T							
施設	室名 定員 \ 使用	区分		現行使用料			改	定 後		改定
ne ox		الكال	3 時間以内	9:00-16:00	超過 1 時間	施設名	9:00-12:00 13:00-16:00	9:00-16:00	超過 1 時間	割合
						さかえ荘	1,230	2,460	530	1.19
	大広間	44 人	1,030	2,060	420	さくら荘	900	1,800	390	0.87
						ふたば荘	900	1,600	390	0.61
						さかえ荘	630	1,470	270	1.02
	集会室	32人	620	1,550	360	さくら荘	540	1,260	230	0.87
						ふたば荘	660	1,540	280	1.06
憩						さかえ荘				
憩いの家	会議室	38人	620	1,550	360	さくら荘	720	1,680	310	1.16
家						ふたば荘				
						さかえ荘				
	休養室	12人	520	1,030	210	さくら荘	450	890	190	0.87
						ふたば荘				
						さかえ荘				
	茶室	12人	520	1,030	210	さくら荘	450	890	190	0.87
						ふたば荘				

# 文 化 施 設

±∕⊏≡∩	<b>党权、体用权</b> 八		IJ	見行使用料					改定後			改定
施設	室名\使用区分	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間(1時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	開館前閉館後 及び 超過 1 時間	割合
	工作室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	990	1,260	2,250	2,970	420	0.90
文	料理室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	1,170	1,480	2,650	3,510	500	1.06
(文化勤労会館)	視聴覚室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	930	1,180	2,110	2,790	400	0.85
館	展示室			_			210	280	560	840	90	-
	展示コーナー			-			300	400	800	1,200	130	_

			現	行使用料					改 定 後			改定
施設	室名\使用区分-	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1 時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	開館前閉館後及び 超過 1 時間	割合
	大ホール <休日料金>	13,200 <16,500>	16,500 <20,900>	29,700 <37,400>	38,500 <48,400>	4,200 <5,300>	15,840	19,800	35,640	46,200	6,860	1.20
	大ホール 舞台のみ				1 時	間 3,300			1	時間 3,960	5,140	1.20
	リハーサル 室	1,100	1,400	2,500	3,300	350	1,320	1,680	3,000	3,960	570	1.20
文文	楽屋 1	400	600	1,100	1,400	150	360	480	960	1,260	150	0.90
文化会館	楽屋 2	400	600	1,100	1,400	150	360	480	960	1,260	150	0.90
館	舞台照明 Aセット	3,300	4,000	7,300	9,500	1,000	3,960	4,800	8,760	11,400	1,710	1.20
	舞台照明 Bセット	5,500	6,800	12,300	15,900	1,700	6,600	8,160	14,760	19,080	2,860	1.20
	舞台照明 Cセット	8,800	11,000	19,800	25,700	2,700	10,560	13,200	23,760	30,840	4,570	1.20
	舞台照明 Dセット	1,300	1,600	2,900	3,800	400	1,560	1,920	3,480	4,560	670	1.20

- ※ 大ホールを除き、営利目的の利用は、この表に定める額の2倍相当額とする。
- ※ 大ホール使用者が入場料又はこれに準ずるもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の施設使用料は、その徴収金額に応じ、次のとおり加算する。
- (1) 入場料等の最高額が 1,000 円未満の場合は 50%加算 (2) 入場料等の最高額が 1,000 円以上、3,000 円未満の場合は 100%加算
- (3) 入場料等の最高額が3,000円以上の場合は200%加算

			Į	見行使用料					改定後			改定
施設	室名〉使用区分	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	超過時間 (1 時間以内)	9:00-12:00 18:00-21:00	13:00-17:00	9:00-17:00 13:00-21:00	9:00-21:00	開館前閉館後 及び 超過 1 時間	割合
	和室	700	900	1,700	2,300	250	1,170	1,500	2,840	3,840	500	1.67
文勤化党	小ホール	1,800	2,300	4,100	5,300	600	2,160	2,760	4,920	6,360	930	1.20
(文化勤労会館)	会議室	700	900	1,700	2,300	250	1,500	1,920	3,640	4,920	650	2.14
会館館	研修室	700	900	1,700	2,300	250	1,200	1,540	2,910	3,940	520	1.71
	ミーティング室	-	-	_	_	-	300	400	800	1,200	130	_

※営利目的の利用は、この表に定める額の2倍相当額とする。

$\cdot$
Ž

施設	室名\使用区分		現行使用料				改定割合			
加电支	至石、使用区力	3 時間以内	9:00-21:00	超過時間 (1 時間以内)	9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00	9:00-21:00	超過 1 時間	以处剖口
	第 1 集会室	620	2,480	210	720	960	1,920		310	1.16
	第2集会室	620	2,480	210	540	720	1,440		230	0.87
	視聴覚室	1,240	4,960	410	810	1,080	2,160		350	0.65
	調理実習室	1,550	6,200	520	870	1,160	2,320		370	0.56
<u> </u>	第 1 和風会議室	820	3,280	270	510	680	1,360		220	0.62
東公民館	大集会室	2,470	9,880	820	2,940	3,920	7,840	-	1,270	1.19
AD.	第2和風会議室	1,550	6,200	520	1,110	1,480	2,960		480	0.72
	リハーサル室	1,240	4,960	410	1,230	1,640	3,280		530	0.99
	第3集会室	620	2,480	210	450	600	1,200		190	0.73
	第4集会室	1,240	4,960	410	810	1,080	2,160		350	0.65
	第5集会室	1,550	6,200	520	990	1,320	2,640		420	0.64

施設		使用	区分		現行使	用料	改定	後	改定割合
		施設	全小中学校		_		2 時間	370	-
			師勝中学校 訓原	中学校	2 時間	4,000	1 時間	1,200	0.60
	運動場		西春中学校	_	1 時間	1,500	1 時間	900	0.60
	连初场	照明設備	白木中学校	6 基点灯	1 時間	2,000	1 時間	1,200	0.60
			口水平于汉	3 基点灯	1 時間	1,000	1 時間	600	0.60
			天神中学校		1 時間	2,000	1 時間	1,200	0.60
		施設	全小中学校		_		1面 2時間	270	_
7])	テニスコート	照明設備	師勝中学校 訓原中学校		2 時間	400	-		-
小中学校		が代りつの文明	白木中学校 天神中学校		1面 1時間	200	1面 1時間	100	0.50
校		施設	全小中学校		_		2 時間	490	-
				競技場	2 時間	500			
	体育館	照明設備	東地区8校	卓球場	2 時間	160	_		_
		が代りつの文庫		会議室等	2 時間	80			
			西地区 8 校	競技場	1 時間	250			
		施設	全中学校		-	-	2 時間	480	
	武道場	照明設備	東地区8校		2 時間	80	_		-
		が少り以開	西地区8校		1 時間	250			

								1 料		改定	後	
施設			室名\使用区分	<del>)</del>		9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	9:00-18:00	9:00-21:00	閉館後 超過 1 時間	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	開館閉館後 超過 1 時間	割合
			   アマチュアスポーツに利	川田する坦今	半面	3,000	9,000	12,000	1,300			
					全面	6,000	18,000	24,000	2,600			
				   入場料を徴収しない場合	半面	9,000	27,000	36,000	3,900			
			アマチュアスポーツ以	八場件で成状でない場合	全面	18,000	54,000	72,000	7,800	半面 3,600	半面 1,560	
		アリーナ	外で非営利目的	   入場料を徴収する場合	半面	21,000	63,000	84,000	9,100			1.20
				八場合は牧りる場合	全面	42,000	126,000	168,000	18,200	全面 7,200	全面 3,120	1.20
				   市内事業者	半面	36,000	108,000	144,000	15,600			
			営利を目的とする場合		全面	72,000	216,000	288,000	31,200			
	_		古がで日いこうの場合	   市外事業者	半面	45,000	135,000	180,000	19,500			
	り 用				全面	90,000	270,000	360,000	39,000			
	専用 _		アマチュアスポーツに利	T		3,000	9,000	12,000	1,300			
	,		アマチュアスポーツ以			9,000	27,000	36,000	3,900			
		軽運動室	外で非営利目的	入場料を徴収する場合		21,000	63,000	84,000	9,100	3,510	1,520	1.17
健康ド			営利を目的とする	市内事業者		36,000	108,000	144,000	15,600			
ド		t	場合	市外事業者		45,000	135,000	180,000	19,500			
占			アマチュアスポーツに利	別用する場合		1,500	4,500	6,000	650			
			アマチュアスポーツ以	<u> </u>		4,500	13,500	18,000	1,950			
		柔剣道室	外で非営利目的	入場料を徴収する場合		10,500	31,500	42,000	4,550	1,440	620	0.96
			営利を目的とする場合	市内事業者		18,000	54,000	72,000	7,800			
				市外事業者		22,500	67,500	90,000	9,750			
			大人	1 回券		300	_	-	-	300	-	1.00
		アリーナ		回数券		-	_	-	-	3,000	-	-
		軽運動室	字供 11	1 回券		100	_	-	-	100	-	1.00
	個	柔剣道室		回数券		-	-	-	-	1,000	-	-
	人	人 小学生未満			無料	_	-	-	無料	-	-	
	用		1 回券		500	-	-	-	500	-	1.00	
		トレーニング	   1 6才以上	回数券		5,000	-	-	-	5,000	-	1.00
		ルーム	1.03%	定期券(1箇月)			-			8,500	-	-
				定期券(1箇月) 定期券(3箇月)			-			22,500	-	-

- ※ 営利目的利用は、この表に定める額の5倍相当額とする。
- ※ 冷暖房設備の使用料加算は廃止する。

					現 行 使 用 料		改定	後	
施設	雪	≧名∖使用☑	区分	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	9:00-18:00	9:00-21:00	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00 18:00-21:00	開館前閉館後 超過1時間	割合
	1階会議室			1,200	3,600	4,800	930	400	0.78
	研修室			1,200	3,600	4,800	1,560	670	1.30
	クッキングルー			1,200	3,600	4,800	1,560	670	1.30
	2階会議会	半室 皆会議室		600	1,800	2,400	660	280	1.10
		全室		1,200 3,600		4,800	1,320	560	1.10
健康	ミーティング室	全室   半室   グ <sub>室</sub>		半室 600 1,800		2,400	780	330	1.30
健康ド	ミーティング主	半室   <del></del>		1,200	3,600	4,800	1,560	660	1.50
			1 回券			400		400	1.00
		大人	回数券			4,000		4,000	1.00
			定期券(1月)		-			6,800	-
	浴室				-			18,000	-
		415.4	1 回券			200		200	1.00
		小人	回数券			2,000		2,000	1.00
		小学生未	満			無料		無料	-

<sup>※</sup> 浴室を除き、営利目的利用は、この表に定める額の5倍相当額とする。

							現 行 使 用 料			改定後			
				室名\使用区分			9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00	18:00-21:30	9:00-21:30	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00	18:00-21:30	開館前閉館後 超過 1 時間	改定 割合
				アマチュアスポーツ	入場無料の場合	半面	1,240	1,440	5,160				
				アマナュアスホーフ   に利用するとき	八场無料の場合	全面	2,480	2,880	10,320				
		主競技場	<u>1</u>	に利用すること	入場有料の場合		12,360	14,420	51,500	半面 1,470	1,710	630	
		主		アマチュアスポーツ	入場無料の場合		12,360	14,420	51,500				1.19
			)	以外で非営利目的	入場有料の場合		37,080	43,260	154,500	全面 2,940	3,420	1,260	
				営利を目的とする	市内事業者		61,800	72,100	257,500				
	_			とき	市外事業者		74,160	86,520	309,000				
見 用	字			アマチュアスポーツ	入場無料の場合		1,240	1,440	5,160				
傾	吏			に使用する場合	入場有料の場合		6,180	7,210	25,750				
/ '				アマチュアスポーツ	入場無料の場合		6,180	7,210	25,750	1,470	1,710	630	1.19
		卓球室(市民ホール)	以外で非営利目的	入場有料の場合		18,540	21,630	77,250	1,470	1,710	030	1.19	
		営利を目的とさ		営利を目的とする	市内事業者		30,900	36,050	128,750				
				とき	市外事業者		37,080	43,260	154,500				
		柔道場			1,240	1,440	5,160	1,620	1,890	700	1.31		
		剣道場				1,240	1,440	5,160	1,620	1,890	700	1.31	
		みんなのスポーツルーム				_	1,440	_	-	1,710	630	1.20	
		<u>→ ++++</u> +		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大人		210	210	-	210	210	-	1.00
			工祝汉场 剣道場	7、早坏王 未但场、	小人(小中学生)		100	100	_	100	100	-	1.00
			<b>对</b> 运场		幼児		無料	無料	_	無料	無料	-	-
		1 回券	トレーニ	- ヽ, / ご安	大人		300			300			1.00
				- ノノ主	小人(中学生)				100			100	1.00
					大人		_	210	-	-	210	-	1.00
但	固		みんなのスポーツルーム		小人(小学生)		無料	-	-	無料	-	-	-
<i>人</i>   ほ	固人吏用				幼児		無料	_	_	無料	-	-	-
月月	1	] :	主競技場	<b>影、卓球室 柔道場、</b>	大人			2,100			2,100	-	1.00
		<u> </u>	剣道場	小人(小中学生)					1,000		1,000	-	1.00
		回数券	トレーニ	- ヾ゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゙ヽ゚゙゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙	大人				3,000		3,000	-	1.00
				- <i>-</i> ノエ	小人(中学生)				1,000		1,000	-	1.00
		i	みんなの	ンスポーツルーム	大人		-	2,100	_	_	2,100	-	1.00
		定期券	hl/	<sup>-</sup> > <i>」</i> グ室	大人	1箇月			3,500		5,100	-	1.46
		定期券   トレーニング室		- ノ ノ エ		3箇月			9,000		13,500	-	1.50

<sup>※</sup>営利目的利用は、この表に定める額の5倍相当額とする。

						現 行 個	吏用料		改 定 後		改定
施設			室名 总	室名 定員\使用区分			超過時間 (1 時間以内)	9:00-12:00 12:00-15:00 15:00-18:00	18:00-21:30	開館前閉館後 超過 1 時間	割合
				営利を目的としないとき		620	210				
	小会議室		30人		市内事業者	3,100	1,040	720	840 310	1.16	
				営利を目的とするとき	市外事業者	3,720	1,240				
				営利を目的としないとき		1,240	420				
	大会議室		60人		市内事業者	6,200	2,070	1,080	1,260	460	0.87
				営利を目的とするとき	市外事業者	7,440	2,480				
	研修室			営利を目的としないとき		620	210				
44			36人	営利を目的とするとき	市内事業者	3,100	1,040	1,140	1,330	490	1.84
総   合は					市外事業者	3,720	1,240				
総合体育館		全面		営利を目的としないとき		3,090	1,030	2,220	2,580	960	
			100人	営利を目的とするとき	市内事業者	15,450	5,150				
	和風会議室				市外事業者	18,540	6,180				0.72
	和風云哉王			営利を目的としないとき		1,550	520				0.12
		半面	50人	<b>労利な日的とオスとき</b>	市内事業者	7,750	2,590	1,110	1,290	480	
				営利を目的とするとき	市外事業者	9,300	3,100				
				営利を目的としないとき		3,090	1,030				
	展示室		100人	<b>営利を日的とするとき</b>	市内事業者	15,450	5,150	2,760	3,220	1,190	0.89
				営利を目的とするとき	市外事業者	18,540	6,180				

照明設備の使用 料規定は廃止し

ます。

※営利目的利用は、この表に定める額の5倍相当額とする。

# 現行使用料〈照明設備〉

施設名	Ž	1 時間当たり 使用料の額	備考
主競技場	半面	550	
(アリーナ)	全面	1,100	1 時間を超えるとき
卓球室		300	は、30分までごとに この表に定める額の
柔道場		80	2 分の 1 相当額を加
剣道場		80	算する。
みんなのスポーツ	ソルーム	40	

※電灯を使用した場合徴収する。ただし、個人使用は除く。 ※営利目的の場合は、この表に定める額の2倍相当額とする。

# 現行使用料〈附属設備〉

区分	使用料の額
舞台照明設備一式	3,000
映写設備一式	1,030
電動移動観覧席	1,550
ピアノ	1,030
\*\*\*\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 1 - 444 4

※競技施設の貸出単位ごとに徴収。

# 改定後

(削禺政佣/	
区分	使用料の額
舞台照明設備一式	3,540
映写設備一式	1,200
電動移動観覧席	1,830
ピアノ	1,200

- ※ 競技施設の貸出単位ごとに徴収。 ※ 営利目的利用は、この表に定める額の 5倍相当額とする。

7	
(	J

施設	使用区分	現行使用料		改定	改定割合	
市民グラウンド	グラウンド	2 時間 30 分	1,030	3 時間	1,110	0.90
	夜間照明設備	2 時間 30 分	5,000	1 時間	2,400	1.20

施設	使用区分	現行使	用料	改定	色後	改定割合
二子テニスコート	1面	2 時間	600	2 時間	540	0.90
_1) _ \ _ \ _ \ _ \ _ \ _ \ _ \ _ \ _ \ \ _ \	夜間照明設備	1 時間	200	1 時間	210	1.05

# 新たに使用料を規定する施設

施設		使用区	分	現行使用料	改	定	後
	専用使用	1回につき		20,600	_		
市		小中学生	1人1回につき				100
市民プー	個人使用	11471	回数券 11 枚つづり	4mm W/S		1	,000
ル	個人使用	20th 0+ 0	1人1回につき	無料			200
		その他のもの	回数券 11 枚つづり			2	2,000